

法人名:

事業所名:

点検者名:

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令																																
第1 人員に関する基準 1 訪問介護員等の員数	事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は常勤換算方法で2.5以上となっているか。	適・否	従業員名簿、職員勤務表、職員履歴書、資格証明書	法第74条第1項 平11厚令37第5条第1項																																
	<p>【サービス付き高齢者向け住宅併設事業所の場合】 サービス付き高齢者向け住宅配置の従業員や他サービス配置と兼務している場合には、勤務時間帯を明確に区分しているか。</p>	適・否	職員勤務表、出勤簿、タイムカード、サービス付き高齢者向け住宅の勤務表																																	
2 サービス提供責任者	<p>(1) 事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち、利用者の数に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。) なお、これは最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。</p> <p>サービス提供責任者: 名</p> <p>資格等 :介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者・ヘルパー1級</p> <p>※初任者研修課程を修了したものについては、平成30年4月1日以降サービス提供責任者の任用要件に該当しなくなるところ、平成30年3月31日時点で指定訪問介護事業所においてサービス提供責任者として従事しているものに限り、1年間の経過措置を設けているが、指定訪問介護事業所は、経過措置期間中に、これに該当するサービス提供責任者に介護福祉士実務者研修の受講又は介護福祉士の資格を取得するための十分な機会を与え、要件に合致するよう必要な措置を講ずること。平成31年度以降は廃止。</p>	適・否	従業員名簿、職員勤務表、職員履歴書、資格証明書	平11厚令37第5条第2項 平11老企25第3の1の(2)の①																																
	<p>【サービス付き高齢者向け住宅併設事業所の場合】 常勤専従を要件とするサービス提供責任者は、サービス付き高齢者向け住宅の従業員を兼務していないか。 ※サービス提供責任者が、夜勤時間帯に訪問介護員等としてサービス提供するのは問題ないが、サービス付き高齢者向け住宅の職員として従事するのは不可。</p>	適・否	職員勤務表、出勤簿、タイムカード、サービス付き高齢者向け住宅の勤務表																																	
	<p>(2) サービス提供責任者の配置は次の基準に該当する員数を置いているか。</p> <p>① 利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。 ※利用者数は、前3月の利用者数の平均値(暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数。通院等乗降介助のみを利用した者は0.1人として計算する。)</p> <p>② 必要となる常勤のサービス提供責任者数は適正か。</p> <p>必要となる常勤のサービス提供責任者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者の数(前3月の平均利用者数)</th> <th>常勤換算方法を採用しない事業所</th> <th>常勤換算方法を採用する事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>40人以下</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>40人超 80人以下</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>80人超120人以下</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>120人超160人以下</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>160人超200人以下</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>200人超240人以下</td><td>6</td><td>4</td></tr> <tr><td>240人超280人以下</td><td>7</td><td>5</td></tr> <tr><td>280人超320人以下</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>320人超360人以下</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>360人超400人以下</td><td>10</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> <p>※非常勤職員については、勤務時間が常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。</p>	利用者の数(前3月の平均利用者数)	常勤換算方法を採用しない事業所	常勤換算方法を採用する事業所	40人以下	1	1	40人超 80人以下	2	1	80人超120人以下	3	2	120人超160人以下	4	3	160人超200人以下	5	4	200人超240人以下	6	4	240人超280人以下	7	5	280人超320人以下	8	6	320人超360人以下	9	6	360人超400人以下	10	7	適・否 適・否 適・否	利用者数が60人の場合。「常勤換算方法を採用する事業所」においては、常勤専従のサ責が1名、非常勤のサ責が1名以上必要。
利用者の数(前3月の平均利用者数)	常勤換算方法を採用しない事業所	常勤換算方法を採用する事業所																																		
40人以下	1	1																																		
40人超 80人以下	2	1																																		
80人超120人以下	3	2																																		
120人超160人以下	4	3																																		
160人超200人以下	5	4																																		
200人超240人以下	6	4																																		
240人超280人以下	7	5																																		
280人超320人以下	8	6																																		
320人超360人以下	9	6																																		
360人超400人以下	10	7																																		

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
	<p>(2)サービス提供責任者は上記の業務(第24条に規定する業務)のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>一 サービス利用の申し込みに係る調整をすること。</p> <p>二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</p> <p>四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理をすること。</p> <p>七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p>	適・否		平11厚令37第28条第3項
	<p>サービス提供に当たり把握した利用者の情報には、服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活に必要な情報なども含まれ、これらの情報提供はサービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えない。提供する内容については、サービス提供責任者が適切に判断することとする。</p> <p>《情報の具体例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・口臭や口腔内出血がある ・食事量や食事回数に変化がある ・下痢や便秘が続いている ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある。 ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない 			
4 受給資格等の確認	被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	適・否	被保険者証の写し等確認の記録	平11厚令37第11条
5 心身の状況等の把握、居宅介護支援事業者等との連携	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。また、サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか。	適・否	サービス担当者会議の記録等	平11厚令37第13条、第14条
6 サービスの提供の記録	(1) 指定訪問介護を提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	サービス利用票、別表、訪問介護計画	平11厚令37第19条第1項
	(2) 指定訪問介護を提供した際には、提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	訪問介護記録	平11厚令37第19条第2項
	<p>【サービス付き高齢者向け住宅併設事業所の場合】</p> <p>◎居宅サービス計画及び訪問介護計画に沿ったサービス提供がされているか。</p> <p>※緊急時を除き、居宅サービス計画等に位置付けられていないサービスの提供が恒常的に行われていないか。</p>	適・否	居宅サービス計画書、訪問介護計画、訪問介護記録、出勤簿、タイムカード	
	◎実際に提供したサービス内容等を記録しているか。	適・否	訪問介護記録	
7 利用料等の受領	(1) 指定訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	領収書控	法第41条第8項
	(2) 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問介護について被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適・否		施行規則第65条
8 緊急時の対応	サービス提供を行っているときに利用者により病状等の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否	緊急時対応マニュアル	平11厚令37第27条
9 勤務体制の確保等	(1) 訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否	研修終了証明書、研修計画、研修記録	平11厚令37第30条第3項
	(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されるための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適・否	掲示、マニュアル、研修計画、研修記録	平11厚令37第30条第4項
10 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適・否	BCPを策定したことが分かるもの	平11厚令37第105条準用(第30条の2第1項)

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
11 衛生管理等	従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	適・否	研修、訓練を実施したことが分かるもの	平11厚令37第105条準用(第30条の2第2項) 平11厚令37第105条準用(第30条の2第3項)
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適・否		
	(1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適・否		平11厚令37第31条第1項
	(2) 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適・否		平11厚令37第31条第2項
12 掲示	(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。(感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)。) 指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		平11厚令37第32条
	13 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	
14 苦情処理	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	就業規則、雇用契約書、誓約書	平11厚令37第33条第2項
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	適・否	同意書	平11厚令37第33条第3項
	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否	運営規程、パンフレット等、掲示、苦情受付簿、マニュアル	平11厚令37第36条第1項
15 事故発生時の対応	(2) 指定訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		平11厚令37第36条第2項
	(3) 指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否		平11老企25第3の3の(28)の②
	(4) 指定訪問介護事業者は、提供したサービスに対し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	適・否	関係記録	平11厚令37第36条第3項
	また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	関係記録	
	(5) 指定訪問介護事業者は、市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否		平11厚令37第36条第4項
	(6) 提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	関係記録	平11厚令37第36条第5項
	(7) 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否	関係記録	平11厚令37第36条第6項
(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	事故記録、マニュアル	平11厚令37第37条第1項	
(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否		平11厚令37第37条第2項	
(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		平11厚令37第37条第3項	
(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否		平11老企25第3の3の(30)の③	

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
16 虐待の防止 (令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務化)	(1) 指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っているか。	適・否		平11厚令37第37条の2第1項
	(2) 指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか	適・否		平11厚令37第37条の2第2項
	(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	適・否		平11厚令37第37条の2第3項
	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適・否		平11厚令37第37条の2第4項
17 身体的拘束等の適正化	(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。	適・否		平11厚令37第23条第3項
	(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否		平11厚令37第23条第4項
第3 介護給付費の算定及び取扱い			レセプト、訪問介護記録、サービス提供票、別票、領収書、運行記録等	法第41条第4項 法第53条第2項
1 基本的事項	(1) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りでない。(割引)	適・否		平12厚告19の一 平12老企39
	(2) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否		平12厚告19の二
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適・否	H30`徳島市7級地	平12厚告19の三
2 所要時間の取扱	指定訪問介護の所要時間については、利用者に対して、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で算定しているか。 訪問介護計画に位置づけられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合に、訪問介護費を算定していないか。 「頻回の訪問」ではない場合 ・前回は提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔をあける	適・否 適・否 適・否	訪問介護計画、訪問介護記録、レセプト	平12厚告19の別表の1の注1
	【サービス付き高齢者向け住宅併設事業所の場合】 同一時間帯に、1人の訪問介護員が複数の利用者に対してサービス提供を行うことはないか。	適・否	訪問介護記録、サービス提供票、介護給付費明細書(レセプト)	
3 身体介護中心型の算定	身体介護が中心である場合のサービス内容は妥当か。(排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等) サービス提供の記録の内容と請求内容は合致しているか。	適・否 適・否	訪問介護計画、訪問介護記録、レセプト	平12厚告19の別表の1の注2
4 生活援助中心型の算定	生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族等同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して算定しているか。 生活援助が中心である場合のサービス内容は妥当か。(調理、洗濯、掃除等の家事援助) 居宅サービス計画に生活援助中心型を算定する旨の記載があるか。 サービス提供の記録の内容と請求内容は合致しているか。	適・否 適・否 適・否 適・否	訪問介護計画、訪問介護記録、レセプト	平12厚告19の別表の1の注3
5 通院等のための乗車又は降車介助中心の算定	通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、要介護者である利用者に対して、通院等のためにサービスを提供した場合に算定しているか。 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先で受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。 居宅サービス計画に位置付けられているか。	適・否 適・否 適・否	訪問介護計画、訪問介護記録、レセプト	平12厚告19の別表の1の注4

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
6 身体介護後に生活援助を行った場合の取扱い	身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、身体介護中心型の所定単位数にかかわらず、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに65単位(195単位を限度とする)を加算した単位数を算定しているか。	適・否	訪問介護計画、訪問介護記録、レセプト	平12厚告19の別表の1の注5
7 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問介護費を算定していないか(ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、所定単位数を算定する)。	適・否	レセプト、居宅サービス計画	平12厚告19の別表の1の注11
あんまマッサージ指圧の無資格での実施	【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律】 医師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有していない者が、あん摩、マッサージ、指圧を行っていないか。 ※介護保険法では無いが、違反した場合、懲役や罰金となる可能性があるため、確認すること。	適・否		昭和22年法律第217号第1条

法人名:

事業所名:

点検者名:

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認書類等	根拠法令
第1 人員に射する基準				法第74条第1項
1 従業者の員数	(1) 従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 ① 看護職員の員数は、1以上となっているか。 ② 介護職員の員数は、2以上となっているか。 (2) 訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤か。	適・否 適・否 適・否	履歴書、修了証明書、免許証等、職務分担表、職員名簿、利用者台帳、勤務表	平11厚令37第45条第1項
2 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。また、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。)	適・否	勤務表、訪問入浴介護記録	平11厚令37第45条第2項 平11厚令37第46条
第2 運営に関する基準				法第74条第2項
1 サービスの提供の記録	(1) 指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否 適・否	サービス提供票、別表、居宅サービス計画、業務日誌、訪問入浴記録	平11厚令37第54条準用(第19条第1項) 平11厚令37第54条準用(第19条第2項)
2 利用料等の受領	(1) 指定訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (2) 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問入浴介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問入浴介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適・否 適・否	領収書控 領収書控	法第41条第8項 施行規則第65条
3 指定訪問入浴介護の基本取扱方針	(1) 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われているか。 (2) 自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否 適・否		平11厚令37第49第1項 平11厚令37第49第2項(法73条1項)
4 指定訪問入浴介護の具体的な取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。	適・否	業務日誌、訪問入浴記録	平11厚令37第50第1号

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認書類等	根拠法令	
緊急時の対応	(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	業務マニュアル	平11厚令37第50第2号	
	(3) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	適・否	研修修了書、研修記録、研修計画	平11厚令37第50第3号	
	(4) サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としているか。	適・否	訪問入浴介護記録、業務日誌	平11厚令37第50第4号	
	ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上でを行っているか。	適・否	主治医意見確認		
	(5) サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。	適・否	定期消毒の記録、業務マニュアル	平11厚令37第50第5号	
	特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。	適・否			
	(6) 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させているか。	適・否	消毒方法マニュアル、研修資料、点検記録	平11老企25第4の3の(2)の④のハ	
	サービス提供を行っているときに利用者に病状等の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否	緊急時対応マニュアル	平11厚令37第51条	
	5 勤務体制の確保等	訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否	研修修了書、研修記録、研修計画	平11厚令37第53条の2第3項
	6 業務継続計画の策定等 (令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務化)	全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	適・否	認知症介護に係る基礎的な研修を受講したことが分かるもの	平11厚令37第53条の2第3項 平11老企25第8の3の(5)の③
※認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)					
(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されるための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。		適・否	掲示、マニュアル、研修計画、研修記録	平11厚令37第53条の2第4項	
7 衛生管理等 (感染症の予防及びまん延の防止のため)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適・否	BCPを策定したことが分かるもの	平11厚令37第54条準用(第30条の2第1項)	
	従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	適・否	研修、訓練を実施したことが分かるもの	平11厚令37第54条準用(第30条の2第2項)	
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適・否		平11厚令37第54条準用(第30条の2第3項)	
7 衛生管理等	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適・否		平11厚令37第54条準用(第31条第1項)	
	(2) 指定訪問入浴介護事業所のサービス提供に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適・否		平11厚令37第54条準用(第31条第2項)	
(感染症の予防及びまん延の防止のため)	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。	適・否		平11厚令37第54条準用(第31条第3項)	

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認書類等	根拠法令
の措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化。）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・事業所において、従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 	適・否		
8 掲示	指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		平11厚令37第54条準用（第32条）
9 秘密保持等	<p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 当該従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	適・否	就業規則等	平11厚令37第54条準用（第33条第1項）
		適・否	利用者の同意書、説明文書	平11厚令37第54条準用（第33条第3項）
10 苦情処理	<p>(1) 提供した指定訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 提供した指定訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 提供した指定訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に対して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	適・否	運営規程、掲示物、苦情に関する記録	平11厚令37第54条準用（第36条第1項）
		適・否		平11厚令37第54条準用（第36条第2項）
		適・否	指導等に関する記録	準用（平11老企25第3の3の(28)の②）
		適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第54条準用（第36条第3項）
		適・否		平11厚令37第54条準用（第36条第4項）
		適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第54条準用（第36条第5項）
		適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第54条準用（第36条第6項）
11 事故発生時の対応	<p>(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	適・否	事故対応マニュアル、事故記録	平11厚令37第54条準用（第37条第1項）
		適・否		平11厚令37第54条準用（第37条第2項）
		適・否		平11厚令37第54条準用（第37条第3項）
		適・否		準用（平11老企25第3の3の(24)の③）

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認書類等	根拠法令
12 虐待の防止 (令和6年3月31日 まで努力義務、4月1日 より義務化)	(1) 指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	適・否		平11厚令37第37条の2第1項
	(2) 指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか	適・否		平11厚令37第37条の2第2項
	(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	適・否		平11厚令37第37条の2第3項
	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適・否		平11厚令37第37条の2第4項
13 身体的拘束等の適正化	(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。	適・否		平11厚令37第23条第3項
	(2) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否		平11厚令37第23条第4項
第3 介護給付費の算定及び取扱い				法第41条第4項 法第55条第2項
1 基本的事項	(1) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。(割引)	適・否	レセプト、サービス提供票、別表	平12厚告19の一 平12老企39
	(2) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否		平12厚告19の二
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適・否	H30~徳島市7級地	平12厚告19の三
2 基準額の算定	利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所の看護職員1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合に算定しているか。 (予防の場合は、看護職員1人、介護職員1人)	適・否 適・否	訪問入浴介護記録、勤務表	平12厚告19の別表の2の注1
3 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	適・否	主治医の意見確認	平12厚告19の別表の2の注2
4 清拭又は部分浴の場合の算定	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	適・否	訪問入浴介護記録	平12厚告19の別表の2の注3
5 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、訪問入浴介護費を算定していないか。	適・否	レセプト、サービス提供票、別表	平12厚告19の別表の2の注5

法人名:

事業所名:

点検者名:

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
第2 人員に関する基準 1 看護師等の員数	<p>看護師等の員数は、次に定めるとおりとしているか。</p> <p>(1) 訪問看護ステーション(以下「訪看ST」)の場合</p> <p>イ 看護職員(保健師、看護師、准看護師) 常勤換算方法で、2.5以上(うち1名以上常勤)となっているか。</p> <p>ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 訪看STの実情に応じた適当数を配置しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護を担当する医療機関の場合</p> <p>サービス提供に当たる看護職員を適当数置いているか。 ※そのうち1名以上は、看護師又は保健師であるか。 (訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等は、看護師又は保健師が行うこととなっており、これは医療機関がみなし指定で行う場合にも適用されるため。厚生労働省確認済み)</p>	適・否	勤務表、訪問看護記録、職員名簿、履歴書、資格証、出勤簿、タイムカード	<p>法第74条第1項</p> <p>平11厚令37第60条第1項</p> <p>平11厚令37第60条第1項第1号のイ、第2項</p> <p>平11厚令37第60条第1項第1号のロ</p> <p>平11厚令37第60条第1項第2号 平11厚令37第70条</p>
2 管理者	<p>(1) 訪看STごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ ただし、訪看STの管理上支障がない場合は、当該訪看STの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>(2) 訪看STの管理者は、保健師又は看護師であるか。 ※ ただし、長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合、管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められた者であれば、この限りでない。 保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により業務の停止を命じられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当していないか。</p> <p>(3) 訪看STの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者であるか。</p> <p>(4) 訪看STの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。</p>	適・否	勤務表、訪問看護記録	平11厚令37第61条第1項
第4 運営に関する基準 1 受給資格等の確認	<p>被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。</p>	適・否	資格証	<p>平11厚令37第61条第2項 平11老企25第3の1の(2)の③</p> <p>平11老企25第3の1の(2)の②</p>
2 心身の状況等の把握、居宅介護支援事業者等との連携	<p>サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努めているか。また、サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか。</p>	適・否	履歴書	平11厚令37第61条第3項
3 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定訪問看護を提供した際には、提供日及び内容、法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	適・否	履歴書	平11老企25第3の1の(2)の④
1 受給資格等の確認	<p>被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。</p>	適・否	資格証	法第74条第2項
2 心身の状況等の把握、居宅介護支援事業者等との連携	<p>サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努めているか。また、サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか。</p>	適・否	被保険者証の写し等確認の記録	平11厚令37第74条準用(第11条)
3 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定訪問看護を提供した際には、提供日及び内容、法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	適・否	サービス担当者会議の記録等	平11厚令37第74条準用(第13条第1項、第64条)
3 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定訪問看護を提供した際には、提供日及び内容、法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	適・否	サービス提供票、別表、居宅サービス計画、業務日誌、訪問看護記録	平11厚令37第74条準用(第19条第1項)
3 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定訪問看護を提供した際には、提供日及び内容、法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	適・否	サービス提供票、別表、居宅サービス計画、業務日誌、訪問看護記録	平11厚令37第74条準用(第19条第2項)

主眼事項	着重点	適・否	確認状況等	根拠法令
4 利用料等の受領	<p>* 初回訪問時に把握した基本的な情報の記録(記録書Ⅰ) 記載事項: 訪問看護の依頼目的、初回訪問年月日、主たる傷病名、既往歴、現病歴、療養状況、介護状況、主治医の情報、緊急時の主治医・家族等連絡先、担当の介護支援専門員名、指定居宅介護事業所の連絡先、その他関係機関との連絡事項等。</p> <p>* 訪問毎の記録(記録書Ⅱ) 記載事項: 訪問年月日、病状・バイタルサイン、実施した看護・リハビリテーション内容等。</p>		訪問看護記録	「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)
	<p>(1) サービス提供に要した費用につき、支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(2) 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問看護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問看護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区別して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	適・否	領収書控	法第41条第8項
5 指定訪問看護の具体的取扱方針	(1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。	適・否	訪問看護計画	平11厚令37第68条第1号
	(2) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適・否		平11厚令37第68条第2号
	(3) サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適・否		平11厚令37第68条第3号
	(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否	記録したことがわかるもの	平11厚令37第68条第4号
	(5) サービス提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行っているか。	適・否	研修参加状況がわかる記録	平11厚令37第68条第5号
	(6) サービス提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。	適・否	利用者に関する記録、指導・連絡等に関する記録	平11厚令37第68条第6号
	(7) 特殊な看護等については、これを行っていないか。	適・否	訪問看護計画書	平11厚令37第68条第7号
6 主治の医師との関係	(1) 事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしているか。	適・否	指示書、訪問看護計画書、訪問看護報告書	平11厚令37第69条第1項
	主治の医師とは…利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできない。			
	(2) サービス提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。	適・否		平11厚令37第69条第2項
	(3) 主治の医師に定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、サービス提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。	適・否		平11厚令37第69条第3項
	指定訪問看護事業所が主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとする。ただし、電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HIPKI)による電子署名を施すこと。			

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
7 訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成	当該事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、(2)及び(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示並びに(3)の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	適・否		平11厚令37第69条第4項
	(1) 看護師等(准看護師を除く。)は、利用者の希望及び心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。	適・否	訪問看護計画書	平11厚令37第70条第1項
	(2) 看護師等(准看護師を除く。)は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しているか。	適・否	居宅サービス計画	平11厚令37第70条第2項
	なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適・否		平11老企25第3の3の(5)の④
	(3) 看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否	訪問看護計画書	平11厚令37第70条第3項
	また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	適・否		平11老企25第3の3の(5)の③
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービス提供については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得ているか。	適・否		平11老企25第3の3の(5)の⑤
	(4) 看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。	適・否		平11厚令37第70条第4項
	(5) 看護師等(准看護師を除く。)は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。	適・否	訪問看護報告書	平11厚令37第70条第5項
	※ここに規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。			平11老企25第3の3の(5)の⑦
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がサービス提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成しているか。	適・否		平11老企25第3の3の(5)の⑧	
(6) 事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。	適・否	訪問看護計画書、 訪問看護報告書	平11厚令37第70条第6項	
(当該指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、(1)から(6)までの規定にかかわらず指定訪問看護計画書及び指定訪問看護報告書は診療記録への記載をもって代えることができる。ただし、診療記録への記載についても看護師又は保健師が行うこと。)		診療記録	平11厚令37第70条第7項	
(7) 介護支援専門員から、訪問看護計画の提出の求めがあったときには、これに応じているか。	適・否		平11厚令38第13条第12号	
8 同居家族に対する訪問看護の禁止	看護師等にその同居の家族である利用者に対するサービス提供をさせていないか。	適・否	サービス利用票、 訪問看護計画書	平11厚令37第71条
9 緊急時の対応	サービス提供を行っているときに利用者に病状等の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。	適・否	緊急時対応マニュアル	平11厚令37第72条
10 勤務体制の確保等	(1)看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否	研修受講証明書、 研修計画、研修記録	平11厚令37第74条 準用(第30条第3項)

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
11 業務継続計画の策定等 (令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務化)	(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適・否	就業規則、マニュアル	平11厚令37第74条準用(第30条第4項)
	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適・否	BCPを策定したことが分かるもの	平11厚令37第74条準用(第30条の第2第1項)
	看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	適・否	研修、訓練を実施したことが分かるもの	平11厚令37第74条準用(第30条の第2第2項)
12 衛生管理等	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第30条の第2第3項)
	看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第31条第1項)
(まん延防止措置について は、令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務化)	事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第31条第2項)
	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること	適・否	指針、委員会の開催がわかるもの、研修記録、研修計画	平11厚令37第74条準用(第31条第3項)
13 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第32条第1項)
	重要事項をウェブサイト(法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム)に掲載しているか。 ※令和7年4月1日より適用	適・否		平11厚令37第74条準用(第32条第3項)
14 秘密保持等	(1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第33条第1項)
	(2) 当該事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じているか。	適・否	就業規則、雇用契約書、誓約書	平11厚令37第74条準用(第33条第2項)
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否	利用者の同意書	平11厚令37第74条準用(第33条第3項)
15 広告	事業所について広告する場合はその内容が虚偽又は誇大なものでないか。		パンフレット、チラシ	平11厚令37第74条準用(第34条)
16 苦情処理	(1) 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否	運営規程、パンフレット等、掲示、苦情受付簿、マニュアル	平11厚令37第74条準用(第36条第1項)

主眼事項	着重点	適・否	確認状況等	根拠法令
	具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。(ウェブサイトへの掲載は令和7年3月末までの経過措置期間あり)	適・否		準用(平11老企25第3の3の(28)の①)
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第36条第2項)
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否		準用(平11老企25第3の3の(28)の②)
	(4) 提供した指定訪問看護に関し、法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第74条準用(第36条第3項)
	また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		
	(5) 市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第36条第4項)
	(6) 提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第74条準用(第36条第5項)
(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第36条第6項)	
17 地域との連携	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第36条の2第2項)
18 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	事故対応マニュアル、事故記録	平11厚令37第74条準用(第37条第1項)
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第37条第2項)
	(3) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第37条第3項)
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否		準用(平11老企25第3の3の(30)の③)
19 虐待の防止のための措置 (令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務化)	虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っているか。	適・否	指針、委員会の開催がわかるもの、研修計画、研修記録	平11厚令37第74条準用(第37条の2第1号)
	当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第37条の2第2号)
	当該訪問看護事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。	適・否		平11厚令37第74条準用(第37条の2第3号)
	上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※虐待防止検討委員会の責任者と同一の人が望ましい。	適・否		平11厚令37第74条準用(第37条の2第4号)
第6 介護給付費の算定及び取扱い				法第41条第4項 法第53条第2項

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
1 基本的事項	(1) 指定訪問看護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	適・否	訪問看護計画書、給付管理表、レセプト、サービス提供票、別表	平12厚告19号の一
	(2) 指定訪問看護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否		平12厚告19号の二
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適・否	H30～徳島市7級地	平12厚告19号の三
2 訪問看護費の算定	<p>通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疫病等(利用者等告示第四号を参照)の患者を除く。)に対して、その主治の医師の指示(訪看STにあつては、主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問看護計画書に基づき、事業所の看護師等が指定訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>※ 前回提供した訪問看護から概ね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合(利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。)は、それぞれの所要時間を合算しているか。 看護職員による訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護師による訪問看護が含まれている場合には、当該訪問看護費は、准看護師による訪問看護費を算定する。 ただし、看護職員が訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士等が訪問看護を行う場合などは職種ごとに算定できる。</p> <p>20分未満の訪問看護を行う場合は、緊急時訪問看護加算の届出をしているか、また、20分以上の訪問看護が週1回以上含まれているか。</p> <p>准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>※ 1回当たり20分以上の訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定しているか。</p>	適・否		平12厚告19の別表の3の注1
3 主治の医師の特別な指示があった場合の取り扱い	指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問看護費を算定していないか。	適・否	特別看護指示書	平12厚告19の別表の3の注17
4 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問看護費を算定していないか。	適・否	サービス提供票、居宅サービス計画	平12厚告19の別表の3の注19
あんまマッサージ指圧の無資格での実施	<p>【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律】 医師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有していない者が、あん摩、マッサージ、指圧を行っていないか。 ※ 介護保険法では無いが、違反した場合、懲役や罰金となる可能性があるため、確認すること。</p>	適・否		昭和22年法律第217号第1条

法人名:
点検者名:

事業所名:

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
第1人員に関する基準	<p>専任の常勤医師が配置されているか。※医療機関の医師との兼務可能。</p> <p>*介護老人保健施設又は介護医療院がみなし指定を受けて実施する場合、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たすことをもって、基準を満たしているときみなすことができる。</p> <p>訪問リハビリテーションの事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士を置いているか。</p>	適・否	勤務表、運営規程、重要事項説明書等	<p>法第74条第1項</p> <p>平11厚令37第76条第1項</p> <p>平11厚令37第76条第3項</p> <p>平11厚令37第76条第1項</p>
第2 運営に関する基準				
1 受給資格等の確認	被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	適・否	被保険者証の写し等確認の記録	平11厚令37第83条準用(第11条)
2 心身の状況等の把握、居宅介護支援事業者等との連携	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努めているか。また、サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか。	適・否	サービス担当者会議の記録等	平11厚令37第83条準用(第13条第1項、第64条)
3 サービスの提供の記録	(1) 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	サービス提供票、別表、居宅サービス計画書、処遇記録	平11厚令37第83条準用(第19条第1項)
	(2) 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第19条第2項)
4 利用料等の受領	(1) 指定訪問リハビリテーションその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	領収書控	法第41条第8項
	(2) 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適・否	領収書控	施行規則第65条
5 訪問リハビリテーション計画の作成	(1) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか。	適・否	訪問リハビリテーション計画書	平11厚令37第81条第1項
	(2) 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成しているか。	適・否	居宅サービス計画	平11厚令37第81条第2項
	なお、訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービスが作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適・否		平11老企25第3の3の(3)の③
	(3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	適・否	訪問リハビリテーション計画書	平11厚令37第81条第3項 平11老企25第6の3の(3)の⑤

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
6 指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針	(4) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しているか。	適・否	当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等	平11老企25第3の3の(3)の④
	(5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。	適・否	訪問リハビリテーション計画書	平11厚令37第81条第5項
	(6) 介護支援専門員から、訪問リハビリテーション計画の提出の求めがあったときには、これに応じているか。	適・否		平11厚令38第13条第12号
	(1) サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適・否		平11厚令37第80条第3号
	(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否	記録したことがわかるもの	平11厚令37第80条第4号
	(3) 訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。	適・否	診療記録	平11厚令37第80条第1項第6号
7 勤務体制の確保等	(4) 指定訪問リハビリテーションを行った際には、速やかに、指定訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録しているか。	適・否	診療記録	平11老企25第3の3の(2)の⑦
	(1)理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。	適・否	研修修了書、研修計画、研修記録	平11厚令37第83条準用(第30条第3項)
8 業務継続計画の策定等 (令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務化)	(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適・否	就業規則、マニュアル	平11厚令37第83条準用(第30条第4項)
	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適・否	BCPを策定したことが分かるもの	平11厚令37第83条準用(第30条の2第1項)
	従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	適・否	研修、訓練を実施したことが分かるもの	平11厚令37第83条準用(第30条の2第2項)
9 衛生管理等	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第30条の2第3項)
	従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第31条第1項)
※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務化	事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第31条第2項)
	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること	適・否	指針、委員会の開催がわかるもの、研修記録、研修計画	平11厚令37第83条準用(第31条第3項)

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
10 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第32条第1項)
	重要事項をウェブサイト(法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム)に掲載しているか。 ※令和7年4月1日より適用	適・否		平11厚令37第83条準用(第32条第3項)
11 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第33条第1項)
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	就業規則、運営規程、誓約書	平11厚令37第83条準用(第33条第2項)
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否	同意書等	平11厚令37第83条準用(第33条第3項)
12 苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否	運営規程、掲示物、苦情に関する記録	平11厚令37第83条準用(第36条第1項)
	具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。(ウェブサイトへの掲載は令和7年3月末までの経過措置期間あり)	適・否		準用(平11老企25第3の3の(28)の①)
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第36条第2項)
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否		準用(平11老企25第3の3の(28)の②)
	(4) 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	適・否	指導に関する記録	平11厚令37第83条準用(第36条第3項)
	また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		
	(5) 市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第36条第4項)
13 地域との連携	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	指導に関する記録	平11厚令37第83条準用(第36条第5項)
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第36条第6項)
14 事故発生時の対応	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第36条の2第2項)
14 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	事故対応マニュアル	平11厚令37第83条準用(第37条第1項)
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	事故記録	平11厚令37第83条準用(第37条第2項)

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
15 虐待の防止のための措置 (令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務化)	(3) 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第37条第3項)
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否		準用(平11老企25第3の3の(30)の③)
	虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	適・否	指針、委員会の開催がわかるもの、研修計画、研修記録	平11厚令37第83条準用(第37条の2第1項)
	当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第37条の2第2項)
	当該訪問リハビリテーション事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	適・否		平11厚令37第83条準用(第37条の2第3項)
	上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※虐待防止検討委員会の責任者と同一の人が望ましい。	適・否		平11厚令37第83条準用(第37条の2第4項)
第3 介護給付費の算定及び取扱い				法第41条第4項 法第53条第2項
1 基本的事項	(1) サービスに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	適・否	訪問リハビリテーション計画、給付管理表、レセプト	平12厚告19の一
	(2) 指定訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否		平12厚告19の二
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適・否	H30~徳島市7級地	平12厚告19の三
2 訪問リハビリテーション費の算定	通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士が、当該事業所の医師又は、計画的な医学的管理を行っている他の事業所の医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定しているか。	適・否		平12厚告19の別表の4の注1
	また、他の事業所の医師の指示に基づきサービス提供を行った場合には、減算の単位で請求しているか。	適・否	※この減算はペナルティではないので、要件を満たしていれば指導の対象ではない。	
	*医療機関からの退院後早期にリハビリテーションを開始する観点から、医療機関に入院し、リハビリテーションの提供を受けた利用者であつて、当該医療機関から、当該利用者に関する情報の提供が行われている者においては、退院後1ヶ月以内に提供される訪問リハビリテーションに限り、当該減算は適用されない(青本P237を確認)			
	① 指示を行う医師の診療の日から3月以内に行われた場合に算定しているか。	適・否		平12老企36第2の5(1)の①
	別の医療機関の医師から情報提供を受けて実施する場合は当該情報提供の基礎となる診療の日から3月以内に行われた場合に算定しているか。(この場合少なくとも3月に1回は当該情報提供を行った医師に対して、訪問リハビリテーション計画について、医師による情報提供を行っているか。	適・否		
	①-1 (平成31年度以降) 当該別の医療機関の医師は適切な研修(Q&A確認)を受けた医師か	適・否	*猶予期間あり(8年度末まで)	
	また、修了の有無を確認し、訪問リハビリテーション計画書に記載しているか	適・否		
	② 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直しているか。初回の評価は、リハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行っているか。	適・否		平12老企36第2の5(1)の⑤

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
3 サービス種類 相互の算定関係	③ 利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週につき6回を限度として算定しているか。	適・否		平12老企36第2の5(1)の⑦
	④ 事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあって、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問の時間は、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めないこととしているか。なお、介護老人保健施設又は介護医療院による訪問リハビリテーションの実施にあたっては、介護老人保健施設又は介護医療院において、施設サービスに支障のないよう留意しているか。	適・否		平12老企36第2の5(1)の⑧
	⑤ 居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録しているか。	適・否		平12老企36第2の5(1)の⑩
	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、訪問リハビリテーション費を算定していないか。	適・否	サービス提供票、 居宅サービス計画書	平12厚告19の別表の4の注13
あんまマッサージ指圧の無資格での実施	【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律】 医師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有していない者が、あん摩、マッサージ、指圧を行っていないか。 ※介護保険法では無いが、違反した場合、懲役や罰金となる可能性があるため、確認すること。	適・否		昭和22年法律第217号第1条

法人名:

事業所名:

点検者名:

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
第2 人員に関する基準 1 従業員の員数	(1) 病院又は診療所の場合 イ 医師又は歯科医師が配置されているか。 ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士は、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数が配置されているか。 (2) 薬局の場合 薬剤師が配置されているか。	適・否 適・否 適・否	勤務表、職員名簿、履歴書、資格証	法第74条第1項 平11厚令37第85条1項
第4 運営に関する基準 1 サービスの提供の記録	(1) 指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供日及び内容、法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否 適・否	サービス提供票、別表、居宅サービス計画、業務日誌	平11厚令37第91条準用(第19条第1項) 平11厚令37第91条準用(第19条第2項)
2 利用料等の受領	(1) サービス提供に要した費用につき、支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (2) 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅療養管理指導について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅療養管理指導に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅療養管理指導に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区別して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適・否 適・否	領収書控 領収書控	法第41条第8項 施行規則第65条
3 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針	・医師・歯科医師の場合 (1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っているか。 (2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。 (3) 利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めているか。 (4) サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (6) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、必要な情報提供又は助言を行っているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	居宅療養管理指導計画書、居宅サービス計画書、利用者に関する記録 指導又は助言の文書 記録したことがわかるもの 情報提供又は助言の文書	平11厚令37第89条第1項第1号 平11厚令37第89条第1項第2号 平11厚令37第89条第1項第3号 平11厚令37第89条第1項第4号 平11厚令37第89条第1項第5号 平11厚令37第89条第1項第6号

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
	(7) 居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っているか。	適・否	サービス担当者会議の記録	平11厚令37第89条第1項第7号
	(8) サービス担当者会議への参加が困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付しているか。	適・否	情報提供又は助言の文書	平11厚令37第89条第1項第8号
	(9) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記載しているか。	適・否	診療録	平11厚令37第89条第1項第9号
	・薬剤師の場合			
	(1) 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	適・否	薬学的管理指導計画書、居宅サービス計画書、利用者に関する記録	平11厚令37第89条第2項第1号
	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適・否	指導又は説明の文書	平11厚令37第89条第2項第2号
	(3) サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適・否		平11厚令37第89条第2項第3号
	(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否	記録したことがわかるもの	平11厚令37第89条第2項第4号
	(5) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。	適・否	利用者に関する記録	平11厚令37第89条第2項第5号
	(6) 居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。	適・否	情報提供に関する記録	平11厚令37第89条第2項第6号
	(7) 居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っているか。	適・否	サービス担当者介護の記録	平11厚令37第89条第2項第7号
	(8) サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。	適・否	情報提供又は助言の文書	平11厚令37第89条第2項第8号
	(9) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。	適・否	診療録、報告書	平11厚令37第89条第2項第9号
	・歯科衛生士又は管理栄養士の場合			
	(1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	適・否	薬学的管理指導計画書、居宅サービス計画書、利用者に関する記録	平11厚令37第89条第3項第1号
	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適・否	指導又は説明の文書	平11厚令37第89条第3項第2号
	(3) サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適・否		平11厚令37第89条第3項第3号
	(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否	記録したことがわかるもの	平11厚令37第89条第3項第4号

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
4 勤務体制の確保等	(5) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。	適・否	利用者に関する記録	平11厚令37第89条第3項第5号
	(6) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。	適・否	診療録、報告書	平11厚令37第89条第4項第6号
	(1) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否	研修受講証明書、研修計画、研修記録	平11厚令37第91条準用(第30条第3項)
	(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適・否	掲示、マニュアル、研修計画、研修記録	平11厚令37第91条準用(第30条第4項)
5 業務継続計画の策定等(令和9年3月31日まで努力義務)	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適・否	BCPを策定したことが分かるもの	平11厚令37第91条準用(第30条の2第1項)
	(2) 従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	適・否	研修、訓練を実施したことが分かるもの	平11厚令37第91条準用(第30条の2第2項)
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適・否		平11厚令37第91条準用(第30条の2第3項)
6 衛生管理等	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適・否		平11厚令37第91条準用(第31条第1項)
	(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適・否		平11厚令37第91条準用(第31条第2項)
※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年3月31日まで努力義務、4月1日より義務化	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること	適・否	指針、委員会の開催がわかるもの、研修計画、研修記録	平11厚令37第91条準用(第31条第3項)
7 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		平11厚令37第91条準用(第32条第1項)
	重要事項をウェブサイト(法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム)に掲載しているか。 ※令和7年4月1日より適用	適・否		平11厚令37第91条準用(第32条第3項)
8 秘密保持等	(1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		平11厚令37第91条準用(第33条第1項)
	(2) 当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じているか。	適・否	就業規則、雇用契約書	平11厚令37第91条準用(第33条第2項)

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
9 苦情処理	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否	利用者の同意書	平11厚令37第91条 準用(第33条第3項)
	(1) 提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否	運営規程、パンフレット等、掲示、苦情受付簿、マニュアル	平11厚令37第91条 準用(第36条第1項)
	具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。(ウェブサイトへの掲載は令和7年3月末までの経過措置期間あり)	適・否		
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		平11厚令37第91条 準用(第36条第2項)
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否		準用(平11老企25 第3の3の(28)の②)
	(4) 提供した指定居宅療養管理指導に関し、法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第91条 準用(第36条第3項)
	また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		
	(5) 市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否		平11厚令37第91条 準用(第36条第4項)
	(6) 提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第91条 準用(第36条第5項)
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否		平11厚令37第91条 準用(第36条第6項)
10 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	事故対応マニュアル、事故記録	平11厚令37第91条 準用(第37条第1項)
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否		平11厚令37第91条 準用(第37条第2項)
	(3) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		平11厚令37第91条 準用(第37条第3項)
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否		準用(平11老企25 第3の3の(30)の③)
11 虐待の防止のための措置 (令和9年3月31日まで努力義務)	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。	適・否	指針、委員会の開催がわかるもの、研修計画、研修記録	平11厚令37第91条 準用(第37条の2第1項)
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	適・否		平11厚令37第91条 準用(第37条の2第2項)
	(3) 当該指定居宅療養管理指導事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	適・否		平11厚令37第91条 準用(第37条の2第3項)

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令	
第6 介護給付費の算定及び取扱い	(4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※虐待防止検討委員会の責任者と同一の人が望ましい。	適・否		平11厚令37第91条 準用(第37条の2第4項)	
	1 基本的事項			法第41条第4項 法第53条第2項	
	(1) 指定居宅療養管理指導に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	適・否	給付管理表、レポート、サービス提供票別表	平12厚告19の一	
	(2) 指定居宅療養管理指導に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否		平12厚告19の二	
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適・否		平12厚告19の三	
	(4) 単一建物居住者の人数に応じた単位数を算定しているか。	適・否		平12厚告19の別表の5の注1	
	*単一建物居住者について 居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する以下の者のうち、同一月に指定居宅療養管理指導を受けた者 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者 イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。介護予防含む。)、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む。)、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)などのサービスを受けている利用者			老企第36号 第2の6(2)	
	医師・歯科医師が行う場合	在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、主治の医師及び歯科医師が、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行っているか。 *ケアマネジャーへの情報提供がない場合には算定できない。	適・否	実施記録、診療録、説明の文書	平12厚告19の別表の5イの注1
	(医師の場合)	在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して提供した場合には、居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定しているか。 ・「情報提供」及び「指導又は助言の方法」 ア ケアマネジャーに対する情報の提供の方法 サービス担当者会議に参加し、情報提供の要点を記録しているか。(医療保険の診療録に記載する場合は、下線又は枠で囲う等により、他の記録と区別する。) サービス担当者会議への参加が困難な場合、または開催されない場合は文書により情報提供を行っているか。(情報提供すべき事項) ・基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師、歯科医師氏名、利用者氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等) ・利用者の病状、経過等 ・介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等 ・利用者の日常生活上の留意事項、社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等 ・人生の最終段階における医療・ケアに関する情報等 イ 利用者・家族等に対する指導又は助言の方法 文書等の交付により行うよう努めているか。口頭により行った場合は、その要点を記録しているか。(医療保険の診療録に記載する場合は、下線又は枠で囲う等により、他の記録と区別する。) ・算回数について 主治の医師及び歯科医師が、1人の利用者について、それぞれ月2回まで算定しているか。 ・算定日について	適・否		老企第36号 第2の6(3)① 平12厚告19の別表の5イの注2
			適・否	サービス担当者会議の記録	老企第36号 第2の6(3)②
		適・否	情報提供を行った文書		
		適・否	指導又は助言の書類	老企第36号 第2の6(3)②	
		適・否	給付管理表、レポート、サービス提供票別表	平12厚告19の別表の5注 老企第36号 第2の6(3)④	

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
薬剤師が行う場合	<p>当該月の訪問診療又は往診を行った日としているか。また、請求明細書の摘要欄に訪問診療若しくは往診の日又はサービス担当者会議に参加した日若しくは参加が困難な場合においては、文書等を交付した日を記載しているか。</p> <p>在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、①薬学的な管理指導を行い、②介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に算定しているか。</p> <p>*ケアマネージャーへの情報提供がない場合には算定できない。</p>	適・否		老企第36号 第2の6(3)⑤
(薬局薬剤師)	<p>薬学的管理指導計画の策定をしているか。</p> <p>→医師・歯科医師の情報提供に基づき、又は必要に応じて処方医と相談するとともに、他の医療関係職種との間で情報を共有しながら策定されているか。</p> <p>→薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載しているか。</p> <p>→薬剤服用歴の記録に添付する等の方法で保存しているか。</p> <p>→利用者の居宅を訪問する前に策定しているか。</p> <p>→訪問後、新たに得られた利用者の情報を踏まえ計画の見直しを行っているか。また、処方薬剤の変更があった場合及び他職種から情報提供を受けた場合も適宜見直しを行っているか。</p>	適・否	薬学的管理指導計画	平12厚告19の別表の5ハ注1 老企第36号 第2の6(4)① 老企第36号 第2の6(4)①2
(薬局薬剤師)	<p>必要に応じて処方医以外の医療関係職種に対しても、居宅療養管理指導の結果及び当該医療関係職種による当該患者に対する療養上の指導に関する留意点について情報提供を行っているか。</p> <p>・算定回数</p> <p>1月に2回を限度としているか。(病院又は診療所の薬剤師)</p> <p>→月2回算定する場合にあっては、算定する日の間隔は6日以上としているか。</p> <p>1月に4回を限度としているか。(薬局薬剤師)</p> <p>→月に2回以上算定する場合(がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)にあっては、算定する日の間隔は6日以上としているか。</p> <p>→がん末期患者又は中心静脈栄養、若しくは注射による麻薬の投与を受けている者については、週2回かつ月8回を限度として算定しているか。</p>	適・否		老企第36号 第2の6(4)③
(薬局薬剤師)	<p>薬剤服用歴の記録を行っているか。</p>	適・否	給付管理表、レセプト、サービス提供票別表	平12厚告19の別表の5ハ注1 老企第36号 第2の6(4)④
(病院又は診療所の薬剤師)	<p>薬剤管理指導記録に記録を行っているか。また最後の記入の日から最低3年間は保存しているか。</p>	適・否	薬剤服用歴の記録 薬剤管理指導記録	老企第36号 第2の6(4)⑤ 老企第36号 第2の6(4)⑥
(共通)	<p>以下の情報を知ったときは、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するとともに、当該主治医に相談の上、必要に応じ、利用者に薬学的管理指導を行っているか。</p> <p>ア 医薬品緊急安全性情報 イ 医薬品・医療機器等安全性情報</p>	適・否		老企第36号 第2の6(4)⑦
(共通)	<p>他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は算定していないか。(サポート薬局を除く。)</p>	適・否		老企第36号 第2の6(4)⑧
(サポート薬局)	<p>*ただし、居住地の変更等により、現に居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合には、この限りではない。(詳細は青本P250を確認)</p> <p>・サポート薬局が居宅療養管理指導を行う場合</p> <p>→薬学的管理指導計画を共有しているか。 →緊急その他やむを得ない事由があるか。 →利用者またはその家族の同意を得ているか。 →居宅療養管理指導費の算定は基幹薬局が行っているか。</p> <p>・薬剤服用歴の記録を行っているか。</p> <p>ア 在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有しているか。</p>	適・否	薬剤管理指導計画 同意の文書 給付管理表、レセプト、サービス提供票別表	老企第36号 第2の6(4)⑨ 老企第36号 第2の6(4)⑩

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
管理栄養士が行う場合	イ アを踏まえ、在宅基幹薬局は、居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告やケアマネジャーに対する必要な情報提供を行っているか。	適・否	情報提供の記録	
	ウ 在宅基幹薬局は、薬剤服用歴に当該居宅療養管理指導を行ったサポート薬局名及びやむを得ない事由等を記載するとともに、請求明細書の摘要欄にサポート薬局が当該業務を行った日付を記載しているか。	適・否	薬剤服用歴の記録	
	管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に算定しているか。 ・算定回数 1月に2回を限度としているか。	適・否		平12厚告19の別表の5ニ注
	・実施時間 1回の訪問につき、30分以上サービスを提供しているか。 *請求明細書の摘要欄に訪問日を記載しているか。	適・否	給付管理表、レセプト、サービス提供票別表	平12厚告19の別表の5ニ注
	イ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態であると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。 *栄養ケア計画を利用者に説明し同意を得て、交付しているか。	適・否	栄養ケア計画	平12厚告19の別表の5ニ注
	ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 *指示を行った医師はその内容を記録しているか。	適・否	情報提供の記録	老企第36号 第2の6(5)①
	*管理栄養士は利用者ごとの栄養ケアの提供内容の要点を記録しているか。	適・否	提供内容の記録	老企第36号 第2の6(5)④
	ハ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 *概ね3月を目途として計画の見直しを行っているか。	適・否	栄養ケア計画	平12厚告19の別表の5ニ注
	イ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態であると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。 *栄養ケア計画を利用者に説明し同意を得て、交付しているか。	適・否	栄養ケア計画	老企第36号 第2の6(5)⑥
	ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 *指示を行った医師はその内容を記録しているか。	適・否	情報提供の記録	平12厚告19の別表の5ニ注
ハ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 *概ね3月を目途として計画の見直しを行っているか。	適・否	栄養ケア計画	老企第36号 第2の6(5)⑥	
歯科衛生士等が行う場合	歯科衛生士、保健師又は看護職員が、利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行っているか。	適・否		平12厚告19の別表の5ホ注
	・算定回数 1月に4回を限度としているか。(がん末期の利用者については、1月に6回)	適・否	給付管理表、レセプト、サービス提供票別表	平12厚告19の別表の5ホ注
	・実施時間 1回の訪問につき、1対1で20分以上サービスを提供しているか。 →実際に指導を行った時間であり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含めていないか。	適・否	実施指導記録	老企第36号 第2の6(6)① 老企第36号 第2の6(6)③
	*請求明細書の摘要欄に当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師が訪問診療を行った日と歯科衛生士等の訪問日を記載しているか。	適・否	請求明細書	老企第36号 第2の6(6)①
	*指示を行った歯科医師の訪問診療日から起算して3月以内に行われているか。	適・否		老企第36号 第2の6(6)②
	イ 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者(その実施に同意する者に限る。)に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成しているか。 *管理指導計画を利用者に説明し同意を得て、交付しているか。	適・否	管理指導計画	平12厚告19の別表の5ホ注
	ロ 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録しているか。	適・否	情報提供の記録	老企第36号 第2の6(6)⑥
	*指示を行った歯科医師はその内容を記録しているか。	適・否	指示の記録又は診療録	平12厚告19の別表の5ホ注
	*実地指導に係る記録を作成し、指示等を行った歯科医師に報告しているか。	適・否	実地指導に係る記録	老企第36号 第2の6(6)⑦
				老企第36号 第2の6(6)④

主眼事項	着眼点	適・否	確認状況等	根拠法令
	ハ 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 ＊概ね3月を目途として計画の見直しを行っているか。	適・否 適・否 適・否	管理指導計画	平12厚告19の別表の5ホ注 老企第36号 第2の6(6)⑥

法人名:

事業所名:

点検者名:

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
第1 人員に関する基準				法第74条第1項
1 従業者の員数等	従業者の員数は、次のとおりとなっているか。			平11厚令37第93条第1項
(1)生活相談員	<p>指定通所介護の提供日ごとに、指定通所介護を提供している時間帯(運営基準で定められたサービス提供時間)を通じて1人以上配置しているか。</p> <p>参考:一日の途中で他の生活相談員に交代して配置することは可である。</p> <p>資格要件:社会福祉主事、社会福祉施設長資格認定講習会等の修了者、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉事業(*)に2年以上従事した者。 *訪問介護や通所介護事業所等での従事期間を含むが、医療機関は原則含まれないので注意。</p>	適・否	従業員名簿、職員勤務表、通所介護記録、職員履歴書	平11厚令37第93条第1項第1号
	<p>指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の勤務時間数には以下についても含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議や地域ケア会議へ出席するための時間 ・利用者宅を訪問し、在宅生活状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間 ・町内会やボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらう等の社会資源発掘、活用のための時間 <p>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助などを行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。</p>	適・否		社会福祉法第19条第1項各号
(2)看護職員	<p>指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上(営業日ごとに2時間以上)配置されているか。</p> <p>※病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約による派遣看護職員でもよいが、派遣に関する契約書及び2時間以上配置されたことが確認できる記録が必要。</p>	適・否	同上	平11厚令37第93条第1項第2号
(3)介護職員	<p>指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護の提供単位時間数で除して得た数が15人までの場合にあつては1以上、15人を越える場合にあつては15人を越える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>【確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数 ・利用者数16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数 <p>※平均提供時間数 ・・・利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数</p> <p>※第一号通所介護事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該第一号通所介護事業の利用者も上記利用者数を含む。</p>	適・否	同上、利用者数・提供時間数がわかる書類(日報等)	平11厚令37第93条第1項第3号
	<p>介護職員の数、平11厚令37第92条に則り、適切な介護を提供するために必要な最低限度の人数として定められていることから、介護職員数の計算で利用する利用者数は、介護サービスを実際に受けている人の数で計算すること。</p>			

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
(4)機能訓練指導員	<p>指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>(なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者、一定の実務経験(理学療法士等の機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する)を有するはり師、きゅう師(太字は平成30年4月改正で追加)</p> <p>利用者の状態に応じた計画の策定や機能訓練の実施に必要なと考えられる体制で機能訓練指導員を配置し、訓練を行っているか。</p> <p>参考:看護職員との兼務は可能だが、その日の看護職員配置が1名で、他に機能訓練指導員がいない場合には、最低2時間は看護職員として配置、専従であることから、2時間を超える勤務時間がなければ、機能訓練指導員としての配置とは言えない。</p> <p>※機能訓練指導員が直接行う機能訓練以外に、利用者の日常生活やレクリエーション等を通じての訓練については、生活相談員や介護職員等が行うことも可能である。加算算定の有無に関わらず、基本的な機能訓練は実施すること。</p>	適・否	職員勤務表、履歴書、免許書等	<p>平11厚令37第93条第1項 第4号</p> <p>平11厚令37第93条第5項</p> <p>平11老企25第8の1の(3)</p>
(5)その他	<p>指定通所介護の単位ごとに、介護職員は常時1人以上当該指定通所介護に従事しているか。</p> <p>生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。</p>	適・否	職員勤務表	平11厚令37 第93条第2項
		適・否	従業者名簿	平11厚令37 第93条第6項
	<p>【サービス付き高齢者向け住宅併設事業所の場合】 サービス付き高齢者向け住宅配置の従業員や他サービス配置と兼務している場合には、勤務時間帯を明確に区分しているか。</p>	適・否	職員勤務表、出勤簿、タイムカード、サービス付き高齢者向け住宅の勤務表	
2 管理者	<p>指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されているか。</p> <p>(ただし、事業所の管理上支障がない場合は、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>注意:常勤専従要件のある職務(個別機能訓練加算Ⅰの機能訓練指員等)との兼務は不可。</p>	適・否	職員勤務表、通所介護記録簿	平11厚令37第94条
第2 運営に関する基準				
1 受給資格等の確認	被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	適・否	被保険者証の写し等確認の記録	平11厚令37第105条準用(第11条)
2 心身の状況等の把握、居宅介護支援事業者等との連携	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。また、サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか。	適・否	サービス担当者会議の記録等	平11厚令37第105条準用(第13、14条)
3 指定通所介護の具体的取扱方針	<p>(1) 通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行っていないか。</p> <p>(2) 上記(1)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p>	適・否		<p>平11厚令37第98条第3項</p> <p>平11厚令37第98条第4項</p>
4 通所介護計画の作成	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。	適・否	通所介護計画書	平11厚令37第99条第1項

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
	<p>(2) 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>(なお、通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。)</p> <p>(3) 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) 事業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>通所介護計画書、居宅サービス計画</p> <p>通所介護計画書</p> <p>通所介護計画書</p> <p>通所介護計画書、利用者に関する記録</p>	<p>平11厚令37第99条第2項</p> <p>平11老企25第8の3の(3)の③</p> <p>平11厚令37第99条第3項 平11老企25第8の3の(3)の⑤</p> <p>平11厚令37第99条第4項</p> <p>平11厚令37第99条第5項</p>
<p>5 サービスの提供の記録</p>	<p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護(支援)サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>サービス提供票、別表、居宅サービス計画書、業務日誌、運行記録、送迎記録</p>	<p>平11厚令37第105条準用(第19条第1項)</p> <p>平11厚令37第105条準用(第19条第2項)</p>
	<p>【サービス付き高齢者向け住宅併設事業所の場合】</p> <p>○居宅サービス計画及び通所介護計画に沿ったサービス提供がされているか。</p> <p>考え方:計画に位置づけの無い日にデイサービスの区画で過ごしている場合、適正とは言えない。緊急時を除き、計画に位置付けがあってサービス提供を行うこととなる。</p> <p>○実際に提供したサービス内容(サービス提供時間も含む)を記録しているか。</p> <p>考え方:途中で居室に帰った場合には、その時刻までをサービス提供時間とする。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>居宅サービス計画書、通所介護計画書、通所介護記録、出勤簿、タイムカード</p>	
<p>6 利用料等の受領</p>	<p>(1) 指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(2) 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>領収書控</p> <p>領収書控</p>	<p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>
<p>7 緊急時の対応</p>	<p>サービス提供を行っているときに利用者に病状等の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>緊急時対応マニュアル</p>	<p>平11厚令37第105条準用(第27条)</p>
<p>8 勤務体制の確保等</p>	<p>通所介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>研修修了証明書、研修計画、研修記録</p>	<p>平11厚令37第101条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
	<p>全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年4月1日より義務化(令和6年3月31日まで努力義務)</p> <p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>認知症介護に係る基礎的な研修を受講したことが分かるもの</p>	<p>平11厚令37第101条第3項 平11老企25第8の3の(5)の③</p> <p>平11厚令37第101条第4項</p>
<p>9 定員の遵守</p>	<p>利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>なお、定員超過については、月平均の利用者数を用いる。</p>	<p>適・否</p>	<p>利用者名簿、業務日誌、運営規程</p>	<p>平11厚令37第102条</p>
<p>10 送迎</p>	<p>送迎の時間は適正か。算定単位に応じた所要時間は確保されているか。(送迎時間は通所介護の所要時間には含まれない。)</p> <p>通常の事業実施地域内であれば、送迎の対応ができる体制が確保されているか。</p> <p>※サービス提供時間中に介護職員が送迎を行うことは可能だが、それにより、事業所内の介護職員の配置が、人員基準の配置を大きく下回ることがないよう適切な配置が必要。</p> <p>送迎時に実施した居宅内介助等(電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)を通所介護の所要時間に含める場合には、居宅サービス計画書及び通所介護計画に位置付けた上で、1日30分以内を限度とした時間となっているか。</p> <p>また、居宅内介助を行う者は、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(2級課程修了者を含む。)、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員のいずれかであるか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>サービス提供記録、運行記録、運営規程</p> <p>運行記録、通所介護計画、資格証</p>	
<p>11 業務継続計画の策定等 令和6年4月1日より義務化(令和6年3月31日まで努力義務)</p>	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>BCPを策定したことが分かるもの</p> <p>研修、訓練を実施したことが分かるもの</p>	<p>平11厚令37第105条準用(第30条の2第1項)</p> <p>平11厚令37第105条準用(第30条の2第2項)</p> <p>平11厚令37第105条準用(第30条の2第3項)</p>
<p>12 非常災害対策</p>	<p>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>非常災害対策計画、連絡体制の整備、避難訓練の記録</p>	<p>平11厚令37第103条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
	<p><県の津波浸水想定で30センチ以上の浸水が想定されている地域にある事業所のみ確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項 ・南海トラフ地震に係る防災訓練 ・地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 <p>上記事項を定めた①南海トラフ地震防災対策計画または上記事項を含んだ②消防計画等を作成しているか。</p> <p><未作成だった場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ①として作成→長寿いきがい課経由で防災対策推進課へ提出 ②に含んで作成→各法令で定める提出先へ提出 <p>①と②どちらの場合でも、写しを市町村へ提出。</p> <p>訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>※日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p>	適・否		平11厚令37第103条第2項
13 衛生管理等	<p>食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること <p>※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年4月1日より義務化(令和6年3月31日まで努力義務)</p>	適・否	委員会名簿、委員会の記録 指針 研修の記録及び 訓練の記録	平11厚令37第104条第1項 平11厚令37第104条第2項
14 掲示	<p>(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 重要事項をウェブサイト(法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム)に掲載しているか。 (令和7年4月1日より適用)</p>	適・否		平11厚令37第105条準用(第32条第1項) 準用(平11老企25第8の3の(24)の①) 平11厚令37第105条準用(第32条第3項)
15 秘密保持等	<p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	適・否	就業規則、雇用契約書 同意書	平11厚令37第105条準用(第33条第1項) 平11厚令37第105条準用(第33条第2項) 平11厚令37第105条準用(第33条第3項)
16 広告	<p>事業所について広告する場合はその内容が虚偽又は誇大なものでないか。</p>	適・否	パンフレット、チラシ	平11厚令37第105条準用(第34条)
17 苦情処理	<p>(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	適・否	運営規程、掲示、苦情に関する記録	平11厚令37第105条準用(第36条第1項) 平11厚令37第105条準用(第36条第2項)

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否		準用(平11老企25第3の3の(28)の②)
	(4) 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第105条準用(第36条第3項)
	(5) 市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否		平11厚令37第105条準用(第36条第4項)
	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第105条準用(第36条第5項)
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否		平11厚令37第105条準用(第36条第6項)
18 地域との連携	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	適・否		平11厚令37第104条の2第3項
19 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	連絡マニュアル、事故記録	平11厚令37第104条の3第1項
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否		平11厚令37第104条の3第2項
	(3) 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		平11厚令37第104条の3第3項
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否		平11厚令37第104条の3第4項
20 虐待の防止 令和6年4月1日 より義務化(令和6 年3月31日まで努 力義務)	(1) 指定通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図っているか。	適・否	委員会の開催記録	平11厚令37第105条準用(第37条の2第1項)
	(2) 指定通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	適・否	虐待の発生・再発防止の指針	
	(3) 通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施しているか。	適・否	研修及び訓練画、 実施記録	
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置 いているか。	適・否	担当者を設置した ことが分かる文書	
第3 介護給付費の 算定及び取扱い				法第41条第4項 法第53条第2項
1 基本的事項	(1) サービスに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	適・否	通介護計画、給付 管理表、レセプト	平12厚告19の一

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
	(2) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否		平12厚告19の二
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適・否	H30~徳島市7級地	平12厚告19の三
2 事業所規模による区分の取扱	①前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内の事業所については通常規模型通所介護費を算定しているか。 ②前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人を超えて900人以内の事業所については大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定しているか。 ③前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人を超える事業所については大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定しているか。	適・否 適・否 適・否	事業所規模については、毎年度計算し、根拠資料とともに提示できるようにしておくこと。	平12厚告26の一イ
3 所要時間の取扱い	所要時間については、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。 算定した所要時間よりも少ない時間のサービス提供をしていないか。	適・否	通所介護記録	平12厚告19の別表の6の注1
4 短時間の場合の算定	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行ったケースはあるか。その場合、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 【短時間利用の要件】 ① 心身の状況から、長時間の利用が困難であるか又は病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者であって、 ② 日常生活動作能力の向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されていること。(入浴のみ等は不適當。)	適・否	利用者に関する記録、通所介護記録、レセプト	平12厚告19の別表の6の注3
5 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、通所介護費を算定していないか。	適・否	サービス提供票、居宅サービス計画書	平12厚告19の別表の6の注11

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
<p>第4 その他</p> <p>指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(通称お泊まりデイ)について</p>	<p>通所介護の区画・設備を利用したお泊まりデイを実施している場合、必要な届出を行っているか。 国の指針に沿った運営ができていないか。 <主な指針内容> ・居宅サービス計画書への位置付けがなされているか。 ・宿泊サービス提供時間帯に夜勤職員として介護職又は看護職が常時1名以上確保されているか。 ・宿泊の利用定員は通所事業所の定員の1/2以下かつ9名以下か。 ・宿泊室の面積は個室の場合 1室あたり7.43㎡以上か。 ・宿泊が4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画が作成されているか。 ・宿泊サービスに関する運営規程が定められているか。 ・消防法上の設備が整っているか。 スプリンクラーの設置については、平成30年3月31日で経過措置が終了しており、要介護3以上の者が宿泊者の半数以上の事業所については、面積にかかわらず原則設置が必要である。 ※安全に関わることであるため、未設置の場合には、消防署に確認するなど、適切に対応すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>居宅サービス計画書、宿泊記録、宿泊時の勤務表、平面図、宿泊サービス計画、運営規程(宿泊サービスに関する)</p>	<p>H27.4.30付け厚生労働省指針</p>
<p>あんまマッサージ指圧の無資格での実施</p>	<p>【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律】 医師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有していない者が、あん摩、マッサージ、指圧を行っているか。 ※介護保険法では無いが、違反した場合、懲役や罰金となる可能性があるため、確認すること。</p>	<p>適・否</p>		<p>昭和22年法律第217号第1条</p>
<p>循環式浴槽のレジオネラ属菌対策について</p> <p>※ほとんど無いが、循環式浴槽がある事業所については、確認すること。 ※施設併設の場合は施設担当がチェック</p>	<p>○レジオネラ属菌の検査を定期的実施すること。 ・濾過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水。 ……1年に1回以上 ・連日使用している浴槽水…1年に2回以上 ・連日使用している浴槽水でその消毒が塩素消毒で無い場合…1年に4回以上 ○レジオネラ菌は検出されない(10CFU/100ml未満)であること。 ○貯湯槽内は湯温を60度以上に保つなど、貯湯槽内でレジオネラ菌が繁殖しないようにすること。</p>	<p>適・否</p>	<p>検査結果の記録</p>	<p>レジオネラ症指針 レジオネラ症防止対策マニュアル</p>

福祉避難所の指定についてご協力をお願いします。
 福祉避難所は市町村が指定し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方で、特養等に入所するに至らない方及びその家族の避難所です。
 市町村が指定します。市町村から話があった場合には、前向きに検討をお願いします。
 指定要件や避難所運営の人員配置や物資の保管供給、通常業務の再開、経費等詳細については各市町村にご確認ください。

法人名:

事業所名:

点検者名:

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
第1 人員に関する基準				法第74条第1項
1 通所リハビリテーション事業所(2の事業所を除く。)	従業者の員数は、次のとおりとなっているか。		レセプト、加算届	平11厚令37第111条第1項
(1) 医師	指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数となっているか。 また、医師は常勤であるか。 なお、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。	適・否	勤務表、職員に関する記録、利用者数がわかる記録、履歴書	平11厚令37第111条第1項第1号 平11厚令37第111条第3項 平12老企25第3の1の(1)の①
(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員	次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数となっているか ※短時間(1~2時間)のリハについては、医療保険リハビリに従事できる ① 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されているか。 利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。 ② ①に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されているか。 ただし、1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を理学療法士等として計算することができる。 ※研修とは、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会を行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。 ③ 従事者一人が一日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までとなっているか。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションは0.5単位として扱う。	適・否 適・否 適・否 適・否		平11老企25第3の7の1の(1)①ニ 平11厚令37第111条第1項第2号 平11老企25第3の1の(2)の②
2 事業所が診療所である場合				
(1) 医師	(1) 利用者の数が同時に10人を超える場合にあつては、上記1(1)に適合しているか。 (2) 利用者の数が同時に10人以下の場合については、次の要件に適合しているか。 ・ 専任の医師が1人勤務しているか。 ・ 利用者数は、専任の医師1人に対し1日48人以内となっているか。	適・否 適・否 適・否	勤務表、職員に関する記録、利用者数がわかる記録、履歴書	平11老企25第3の1の(2)の①
(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員	事業所が診療所であつて、指定通所リハビリテーションの提供が同時に10人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつては、1にかかわらず、次のとおりとなっているか。 ※短時間(1~2時間)のリハについては、医療保険リハビリに従事できる			平11厚令37第111条第2項

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
は介護職員	<p>① 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されているか。</p> <p>利用者の数が10を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されているか。</p> <p>② ①に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されているか。</p> <p>③ 従事者一人が一日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までになっているか。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションは0.5単位として扱う。</p>	適・否 適・否 適・否		平11厚令37第111条第2項第1号 平11厚令37第111条第2項第2号 平11老企25第3の1の(2)の②
第2 運営に関する基準				
1 サービスの提供の記録	<p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第41条第6項の規定により利用者へ代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	適・否 適・否	サービス提供票、別表、居宅サービス計画書、処遇記録 サービス提供票、別表、居宅サービス計画書、処遇記録	平11厚令37第119条準用(第19条第1項) 平11厚令37第119条準用(第19条第2項)
2 利用料等の受領	<p>(1) 指定通所リハビリテーションその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(2) 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所リハビリテーションに要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	適・否 適・否	領収書控 領収書控	法第41条第8項 施行規則第65条
3 通所リハビリテーションの具体的な取扱方針	<p>(1) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p>	適・否 適・否		平11厚令37第114条第3号 平11厚令37第114条第4号
4 通所リハビリテーション計画の作成	<p>(1) 医師等の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しているか。</p> <p>(2) 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービスが作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(3) 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否	通所リハビリテーション計画書 通所リハビリテーション計画書 通所リハビリテーション計画書 通所リハビリテーション計画書、重要事項説明書、評価記録	平11厚令37第115条第1項 平11厚令37第115条第2項 平11老企25第3の3の(1)の④ 平11厚令37第115条第3項 平11老企25第3の3の(1)の③

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
	<p>(4) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しているか。</p> <p>(5) 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(6) 従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しているか。</p>	適・否 適・否 適・否	通所リハビリテーション計画書 居宅サービス計画書、通所リハビリテーション計画書 処遇記録	平11厚令37第115条第4項 平11厚令37第115条第5項 平11厚令37第115条第6項
5 勤務体制の確保等	<p>通所リハビリテーション従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</p> <p>全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ※認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年4月1日より義務化(令和6年3月31日まで努力義務)</p> <p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	適・否 適・否 適・否	研修修了書、研修計画、研修記録 認知症介護に係る基礎的な研修を受講したことが分かるもの	平11厚令37第119条準用(第101条第3項) 平11厚令37第101条第3項 平11老企25第8の3の(5)の③ 平11厚令37第101条第4項
6 業務継続計画の策定等 令和6年4月1日より義務化(令和6年3月31日まで努力義務)	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	適・否 適・否 適・否	BCPを策定したことが分かるもの 研修、訓練を実施したことが分かるもの	平11厚令37第119条準用(第30条の2第1項) 平11厚令37第119条準用(第30条の2第2項) 平11厚令37第119条準用(第30条の2第3項)
7 定員の遵守	<p>利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行っていないか。</p>	適・否	利用者に関する記録	平11厚令37第119条準用(平11厚令37第102条)
8 非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ※日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p>	適・否 適・否	非常災害対策計画、連絡体制の整備、避難訓練の記録	平11厚令37第119条準用(平11厚令37第103条第1項) 平11厚令37第119条準用(平11厚令37第103条第2項)
9 衛生管理等	<p>食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること ※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年4月1日より義務化(令和6年3月31日まで努力義務)</p>	適・否 適・否	委員会名簿、委員会の記録 指針 研修の記録及び訓練の記録	平11厚令37第118条第1項 平11厚令37第118条第2項

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
10 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		平11厚令37第119条準用(第32条第1項)準用(平11老企25第8の3の(24)の①)
	(2) 重要事項をウェブサイト(法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム)に掲載しているか。 (令和7年4月1日より適用)	適・否		平11厚令37第119条準用(第32条第3項)
11 送迎	送迎の時間は適正か。算定単位に応じた所要時間は確保されているか。(送迎時間は通所リハの所要時間には含まれない。)	適・否	サービス提供記録、運行記録、運営規程	
	(サービス提供時間 : ~ :)			
	通常の事業実施地域内であれば、送迎の対応ができる体制が確保されているか。	適・否		
	送迎時に実施した居宅内介助等(電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)を通所介護の所要時間を含める場合には、通所リハビリ計画に位置付けた上で、1日30分以内の時間となっているか。また、居宅内介助を行う者は、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(2級課程修了者を含む。)、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員のいずれかであるか。	適・否	運行記録、通所リハビリ計画、資格証	
12 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		平11厚令37第119条準用(第33条第1項)
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	就業規則、運営規程	平11厚令37第119条準用(第33条第2項)
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否	同意書等	平11厚令37第119条準用(第33条第3項)
13 苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否	運営規程、掲示物、苦情に関する記録	平11厚令37第119条準用(第36条第1項)
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		平11厚令37第119条準用(第36条第2項)
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否		準用(平成11老企25第3の3の(23)の②)
	(4) 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	適・否	指導に関する記録	平11厚令37第119条準用(第36条第3項)
	また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		
	(5) 市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否		平11厚令37第119条準用(第36条第4項)
	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	指導に関する記録	平11厚令37第119条準用(第36条第5項)
(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否		平11厚令37第119条準用(第36条第6項)	

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
14 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	事故対応マニュアル	平11厚令37第119条準用(第37条第1項)
	(2) (2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	事故記録	平11厚令37第119条準用(第37条第2項)
	(3) 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		平11厚令37第119条準用(第37条第3項)
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否		準用(平11老企25第3の3の(24)の③)
15 虐待の防止 令和6年4月1日より義務化(令和6年3月31日まで努力義務)	(1) 指定通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図っているか。	適・否	委員会の開催記録	平11厚令37第91条準用(第37条の2第1項)
	(2) 指定通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか	適・否	虐待の発生・再発防止の指針	
	(3) 通所リハビリテーション従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	適・否	研修及び訓練画、実施記録	
	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適・否	担当者を設置したことが分かる文書	
第3 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	(1) サービスに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	適・否	通所リハビリテーション計画、給付管理表、レセプト	法第41条第4項 法第53条第2項 平12厚告19の一
	(2) 指定通所リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否		平12厚告19の二
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適・否	H30 [〃] 徳島市7級地	平12厚告19の三
2 事業所規模による区分の取扱	① 前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が750人以内の事業所については通常規模型通所リハビリテーション費を算定しているか。 ② 前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が750人を超えて900人以内の事業所については大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)を算定しているか。 ③ 前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が900人を超える事業所については大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)を算定しているか。 ※事業所規模による区分の取扱 ・当該平均利用延べ人員数の計算に当たっては、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数を含める。 ・平均利用延べ人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数、4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。 また平均利用延べ人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算については、2時間未満の利用者については利用者数に4分の1を乗じて得た額とし、2時間以上4時間未満の利用者については利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上6時間未満の利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、介護予防については同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日毎に加えることとしてもよい。	適・否 適・否 適・否		平12・3・1老企第36号第2の8(7)

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
	<p>・前年度の実績が6月に満たない事業者又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延べ人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数としているか。</p> <p>・毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施する者の当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延べ人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月(3月を除く)の1月当たりの平均利用延べ人員数とする。(規模を変更する場合は、3月中に県長寿保険課へ加算変更届の提出が必要。)</p> <p>・平均利用延人員数が750人超の事業所であっても、算定する月の前月において、以下に示す基準を満たしている場合は、通常規模型通所リハビリテーション費を算定することができる。</p> <p>a 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が80%以上であること。利用者の総数とは、前月に当該事業所において通所リハビリテーションを利用することを通所リハビリテーション計画に位置づけている者の人数とする。</p> <p>b 「専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、理学療法士等)が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること」の要件の算出式は以下のとおりとする。</p> <p>(通所リハビリテーション計画に位置付けられた利用時間×各利用時間の利用人数)の合計(※1) / 理学療法士等の通所リハビリテーション事業所における勤務時間の合計(※2) ≤ 10</p> <p>(※1) 各利用時間の下限で計算する。(例: 2～3時間利用の利用者が4人の場合、2(時間)×4(人)として計算。)</p> <p>(※2) 所定労働時間のうち通所リハビリテーション事業所の業務に従事することとされている時間とし、必ずしも利用者に対し通所リハビリテーションを提供している時間に限らないことに留意する。</p>			
3 所要時間の取扱い	<p>所要時間については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員及び介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の二(厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法)に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p>	適・否	処遇記録	平12厚告19の別表の7の注1
4 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、通所リハビリテーション費が算定されていないか。</p>	適・否	サービス提供票、居宅サービス計画書	平12厚告19の別表の7の注14
循環式浴槽のレジオネラ属菌対策について ※循環式浴槽がある事業所については、確認すること。	<p>○レジオネラ属菌の検査を定期的実施すること。</p> <p>・濾過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水。</p> <p>・連日使用している浴槽水・・・1年に2回以上</p> <p>・連日使用している浴槽水でその消毒が塩素消毒で無い場合・・・1年に4回以上</p> <p>○レジオネラ菌は検出されない(10CFU/100ml未満)であること。</p> <p>○貯湯槽内は湯温を60度以上に保つなど、貯湯槽内でレジオネラ菌が繁殖しないようにすること。</p>	適・否	検査結果の記録	レジオネラ症指針 レジオネラ症マニュアル 水道法
あんまマッサージ指圧の無資格での実施	<p>【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律】 医師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有していない者が、あん摩、マッサージ、指圧を行っていないか。 ※介護保険法では無いが、違反した場合、懲役や罰金となる可能性があるため、確認すること。</p>	適・否		昭和22年法律第217号 第1条

点検シートの利用について

1 はじめに

運営基準等に基づく適切な介護保険サービスの提供を行うために、この点検シートをご活用ください。
点検シートにより、「否」となる項目が確認された場合には、直ちに改善を図ってください。
点検シートは、下記注意事項を確認の上、適切に利用してください。

2 注意事項

(1)この点検シートは、運営基準違反等の有無について簡易的に確認するためのものです。運営基準やその解釈についての詳細な理解が必要な場合には、専門書等を用いて関係法令を必ず確認してください。

※点検シートそのものは運営基準等(法令)にあたる書類ではありません。

(2)点検シートを用いた不適切な行為が行われた場合には、シートの提供を停止する場合があります。また、不適切な行為の内容によっては、処分の対象となる場合があります。

(3)点検シートは徳島県が指定する貴法人内の事業所のみで活用してください。

※点検シートは「徳島県」の条例等に基づいて作成しております。他の都道府県とは条例や解釈が異なることもあります。

(4)法改正等により、今回の点検シートの内容が変更される場合もありますので、法改正等の情報については、各法人において確認、把握しておいてください。

法人名:

事業所名:

点検者名:

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
第1 人員に関する基準				法第74条第1項
1 福祉用具専門相談員	指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は常勤換算方法で2以上となっているか。 資格要件:保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・義肢装具士・福祉用具専門相談員指定講習修了者	適・否	従業員名簿、職員勤務表、職員履歴書、資格証明書	平11厚令37第194条
2 管理者	指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事することは差し支えない。)	適・否	勤務表	平11厚令37第195条
第2 運営に関する基準				
1 受給資格等の確認	被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	適・否	被保険者証の写し等確認の記録	平11厚令37第105条準用(第11条)
2 心身の状況等の把握、居宅介護支援事業者等との連携	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。また、サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか。	適・否	サービス担当者会議の記録等	平11厚令37第105条準用(第13、14条)
3 具体的取扱方針	(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。 (2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っているか。 (3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。 (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載し文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら、使用方法の指導を行っているか。	適・否 適・否 適・否 適・否	使用説明書、相談記録、同意に関する記録 居宅サービス計画、福祉用具貸与計画書、サービス担当者会議記録 点検に関する記録 使用方法・使用上の留意事項、故障時の	平11厚令37第199条第1項 平11厚令37第199条 平11厚令37第199条第2項 平11厚令37第199条第3項

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
4 福祉用具貸与計画の作成	(5) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。	適・否	福祉用具使用・指導・修理状況に関する記録、点検に関する記録	平11厚令37第199条第4項
	(6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。	適・否		平11厚令37第199条第6号及び第7号
	(7) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否		平11厚令37第199条第6号及び第8号
	(8) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。	適・否	居宅サービス計画	平11厚令37第199条第5項
	利用者 ¹ が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うこと。(平成30年度4月改正で追加)			
	(9) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しているか。	適・否	居宅サービス計画	平11厚令37第199条第6項
	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。	適・否	福祉用具貸与計画書	平11厚令37第199条の2第1項
	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載しているか。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載しているか。	適・否		平11老企25第3の11の3(3)⑤ロ
		この場合において、特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。	適・否	
(2) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	適・否	福祉用具貸与計画書、居宅サービス計画	平11厚令37第199条の2第2項	
(なお、福祉用具貸与計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。)	適・否		平11老企25第3の11の3(3)⑤ハ	
(3) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否	福祉用具貸与計画計画書	平11厚令37第199条の2第3項 平11老企25第3の11の3(3)⑤ニ	
(4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。	適・否	福祉用具貸与計画計画書	平11厚令37第199条の2第4項	

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
5 サービスの提供の記録	(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行われているか。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っているか。	適・否	福祉用具貸与計画書、利用者に関する記録	平11厚令37第199条の2第5項
	(6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しているか。	適・否	福祉用具貸与計画書、利用者に関する記録	平11厚令37第199条の2第6項
	(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。	適・否	福祉用具貸与計画書、利用者に関する記録	平11厚令37第199条の2第7項
	(1) サービスを提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該サービスについて法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護(支援)サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	サービス提供票、別表、居宅サービス計画書、業務日誌	平11厚令37第105条準用(第19条第1項)
6 利用料等の受領	(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否		平11厚令37第105条準用(第19条第2項)
	(1) 指定福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	領収書控	法第41条第8項
7 勤務体制の確保等	(2) 法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定福祉用具貸与に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適・否	領収書控	施行規則第65条
	従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。	適・否	研修修了証明書、研修計画、研修記録	平11厚令37第101条第3項
8 業務継続計画の策定等 (令和7年3月31日まで減算を適用しない)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適・否	BCPを策定したことが分かるもの	平11厚令37第101条第4項
	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	適・否	BCPを策定したことが分かるもの	平11厚令37第105条準用(第30条の2第1項)

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
<p>9 適切な研修の 機会の確保</p> <p>10 福祉用具の 取扱種目</p>	<p>福祉用具専門相談員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	適・否	研修、訓練を実施したことが分かるもの	平11厚令37第105条準用(第30条の2第2項)
	<p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	適・否		平11厚令37第105条準用(第30条の2第3項)
	<p>福祉用具専門相談員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</p>	適・否		平11厚令37第201条
	<p>利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。</p>	適・否	目録等	平11厚令37第202条
<p>11 衛生管理等</p>	<p>(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p>	適・否		平11厚令37第203条第1項
	<p>(2) 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。</p>	適・否	標準作業書、消毒・保管に関する記録	平11厚令37第203条第2項
	<p>(3) 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者へ委託している場合、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。 また、担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。 ① 当該委託等の範囲 ② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 ④ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行う旨 ⑤ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨 ⑥ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p>	適・否	委託契約書・業務規程等	平11厚令37第203条第3項 平11老人企第3の10の3(6)②
	<p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。また、④の指示は、文書で行っているか。</p>	適・否	結果・指示に関する記録	平11老人企第3の10の3(6)③④
	<p>(5) (3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	適・否	業務の委託に係る記録	平11厚令37第203条第4項
	<p>(6) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。</p>	適・否	衛生管理マニュアル等	平11厚令37第203条第5項

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
12 掲示及び目録の備え付け	<p>(7) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること <p>※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)</p> <p>取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p>	適・否		平11厚令37第104条第2項
			目録等	平11厚令37第204条
			法人のホームページ、介護サービス情報公表システム	平11厚令37第204条
				平11厚令37第205条準用(第33条第1項)
13 秘密保持等	<p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	適・否	就業規則、雇用契約書	平11厚令37第205条準用(第33条第2項)
	<p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	適・否	同意書	平11厚令37第205条準用(第33条第3項)
	<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	適・否	同意書	平11厚令37第205条準用(第33条第3項)
14 苦情処理	<p>(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	適・否	運営規程、掲示、苦情に関する記録	平11厚令37第205条準用(第36条第1項)
	<p>(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	適・否		平11厚令37第205条準用(第36条第2項)
	<p>(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	適・否	指導等に関する記録	準用(平11老企25条第3の3の(23)の②)
	<p>(4) 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p>	適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第205条準用(第36条第3項)
	<p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	適・否		
	<p>(5) 市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	適・否		平11厚令37第205条準用(第36条第4項)

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第205条準用(第36条第5項)
15 広告	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 事業所について広告する場合はその内容が虚偽又は誇大なものでないか。	適・否	パンフレット、チラシ	平11厚令37第205条準用(第36条第6項) 平11厚令37第105条準用(第34条)
16 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否 適・否 適・否 適・否	連絡マニュアル、事故記録	平11厚令37第104条の3第1項 平11厚令37第104条の3第2項 平11厚令37第104条の3第3項 平11厚令37第104条の3第4項
17 虐待の防止のための措置 (令和9年3月31日まで減算を適用しない)	①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っているか。 ②当該指定福祉用具貸与事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③当該福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ④当該指定福祉用具貸与事業所における虐待を防止するための体制として、①～③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いているか。	適・否 適・否 適・否 適・否		平11厚令37第37条の2第1項 平11厚令37第37条の2第2項 平11厚令37第37条の2第3項 平11厚令37第37条の2第4項
第3 介護給付費の算定及び取扱い				法第41条第4項 法第53条第2項
1 基本的事項	指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)としているか。	適・否	通介護計画、給付管理表、レセプト	平12厚告19別表の11

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
2 種目の制限	<p>要支援者又は要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目に規定する、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器及び移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、算定していないか。</p> <p>また、要支援者、要介護状態区分が要介護1、要介護2、又は要介護3である者に対して、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)を行った場合は算定していないか。(別に厚生労働大臣が定める者に対する場合はこの限りでない。)</p>	適・否		平12厚告19の別表の11の注4
3 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が特定施設入居者生活介護費(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は認知症対応型共同生活介護費(短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く)、地域密着型特定施設入居者生活介護費(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していないか。</p>	適・否	サービス提供票、居宅サービス計画書	平12厚告19の別表の11の注5

法人名:

事業所名:

点検者名:

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
第1 人員に関する基準				法第74条第1項
1 福祉用具専門相談員	指定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は常勤換算方法で2以上となっているか。 資格要件:保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・義肢装具士・福祉用具専門相談員指定講習修了者	適・否	従業員名簿、職員勤務表、職員履歴書、資格証明書	平11厚令37第208条
2 管理者	指定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事することは差し支えない。)	適・否	勤務表	平11厚令37第209条
第2 運営に関する基準				
1 受給資格等の確認	被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	適・否	被保険者証の写し等確認の記録	平11厚令37第105条準用(第11条)
2 心身の状況等の把握、居宅介護支援事業者等との連携	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めているか。また、サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか。	適・否	サービス担当者会議の記録等	平11厚令37第105条準用(第13、14条)
3 具体的取扱方針	(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の販売に係る同意を得ているか。 (2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っているか。 (3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。 (4) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら、使用方法の指導を行っているか。	適・否 適・否 適・否 適・否	使用説明書、相談記録、同意に関する記録 居宅サービス計画、福祉用具貸与計画書、サービス担当者会議記録 点検に関する記録 使用方法・使用上の留意事項、故障時の	平11厚令37第214条第1項 平11厚令37第214条第2号 平11厚令37第214条第2項 平11厚令37第214条第4号

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
4 特定福祉用具販売計画の作成	(5) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう務めているか。			平11厚令37第214条第5号
	(6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。	適・否		平11厚令37第214条第5号
	(7) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否		平11厚令37第214条第5号
	(8) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。	適・否	居宅サービス計画	平11厚令37第214条第8号
	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しているか。 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載しているか。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載しているか。 この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。	適・否 適・否 適・否	特定福祉用具販売計画書	平11厚令37第214条の2第1項 平11老企25第3の12の3(4)④ロ
5 サービスの提供の記録	(2) 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	適・否	特定福祉用具販売計画書、居宅サービス計画	平11厚令37第214条の2第2項
	(3) 福祉用具専門相談員は、福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否	特定福祉用具販売計画書	平11厚令37第214条第3項 平11老企25第3の12の3(4)④ハ
	(4) 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。	適・否	特定福祉用具販売計画書	平11厚令37第214条第4項
	(5) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行われているか。	適・否	特定福祉用具販売計画書	平11厚令37第214条の2第5項
	指定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して交付しているか。	適・否	サービス内容等の記録	平11厚令37第211条
6 販売費用の額等の受領	指定特定福祉用具販売を提供した場合、その利用者から現に購入に要した費用の額の支払を受けているか。	適・否	領収書控	平11厚令37第212条第1項

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
7 保険給付の申請に必要となる書類等の交付	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。</p> <p>① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 ② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ③ 領収書 ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要</p>	適・否	証明書控, 領収書控等	平11厚令37 第213条
8 勤務体制の確保等	<p>従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</p> <p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	適・否	研修修了証明書、研修計画、研修記録	平11厚令37第101条第3項
9 業務継続計画の策定等 (令和6年4月1日より義務化)	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>福祉用具専門相談員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	適・否	BCPを策定したことが分かるもの	平11厚令37第105条準用(第30条の2第1項)
10 適切な研修の機会の確保	<p>福祉用具専門相談員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</p>	適・否	研修、訓練を実施したことが分かるもの	平11厚令37第105条準用(第30条の2第2項)
11 特定福祉用具の取扱種目	<p>利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしているか。</p>	適・否	目録等	平11厚令37第202条
12 衛生管理等	<p>(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p>	適・否		平11厚令37第216条第1項
	<p>(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。</p>	適・否	衛生管理マニュアル等	平11厚令37第216条第2項

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
13 掲示及び目録の備え付け	<p>(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること <p>※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)</p> <p>取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p>	適・否	目録等	平11厚令37第104条第2項
14 秘密保持等	<p>重要事項をウェブサイト(法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム)に掲載しているか。</p> <p>※令和7年4月1日より適用</p> <p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	適・否	就業規則、雇用契約書	平11厚令37第204条
	<p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	適・否		平11厚令37第205条
15 広告	<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>事業所について広告する場合はその内容が虚偽又は誇大なものでないか。</p>	適・否	同意書	平11厚令37第216条準用(第33条第1項)
16 苦情処理	<p>(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	適・否	パンフレット、チラシ	平11厚令37第105条準用(第34条)
	<p>(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	適・否	運営規程、掲示、苦情に関する記録	平11厚令37第216条準用(第36条第1項)
	<p>(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	適・否		平11厚令37第216条準用(第36条第2項)
	<p>(4) 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	適・否	指導等に関する記録	準用(平11老企25第3の3の(23)の②)
	<p>(5) 市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	適・否		平11厚令37第105条準用(第36条第3項)
				平11厚令37第105条準用(第36条第4項)

主眼事項	着 眼 点	適・否	確認状況等	根拠法令
17 事故発生時の対応	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	指導等に関する記録	平11厚令37第105条準用(第36条第5項)
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否		平11厚令37第105条準用(第36条第6項)
	(1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	連絡マニュアル、事故記録	平11厚令37第104条の3第1項
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否		平11厚令37第104条の3第2項
	(3) 利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		平11厚令37第104条の3第3項
(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	平11厚令37第104条の3第4項		